

住まいと健康 フォーラムニュース

発行者：住まいと健康フォーラム事務局 第43号
〒108-8638 東京都港区白金台4-6-1 国立保健医療科学院 建築衛生部 '03.9.10.
Tel. 03-3441-7379 (鈴木) 3441-7391 (阪東) FAX 03-3446-4723

2003年京都フォーラム (公衆衛生学会自由集会) 開催のお知らせ

日時 2003年10月23日(木)
午後6時～8時

場所 キャンパスプラザ京都 第3会議室
JR京都駅ビル駐車場西側 京都市下京区西洞院通塩小路下ル

テーマ 介護保険以降の住宅改修を考える

問い合わせ先 国立保健医療科学院 建築衛生部 鈴木・阪東

Tel. 03-3441-7379 (鈴木) 03-3441-7391 (阪東)

FAX 03-3446-4723 なるべくFAXでご連絡ください。

2003年 住まいと健康フォーラム 総会・全国フォーラム 報告

2003年6月27日(金)に、住まいと健康フォーラムの総会及び全国フォーラムが国立保健医療科学院 3階講堂で開催されました。

当日は約100名の、環境衛生監視員・保健師・学校関係者・研究者らが集まり、議論を行いました。以下簡単に報告します。

★総会

江東区保健所 澤井さんより、2002年度の事業報告及び会計報告が行われ、拍手で承認されました。続いて、2003年度の事業計画及び予算が提案され、拍手で承認されました。

詳細は総会資料をご覧ください。

☆全国フォーラム

休憩後、国立保健医療科学院 建築衛生部 阪東 美智子さんの司会で、全国フォーラムを開会しました。

まず、事務局である国立保健医療科学院 建築衛生部 鈴木 晃さんより「住まいと健康フォーラム」の紹介も含めて、全国フォーラム開催のあいさつと当日の講演・シンポジウムのねらいを話していただきました。

☆基調講演

次に株式会社 綜建築研究所 代表取締役 中林 由行さんより、基調講演として「建築基準法の改正と化学物質問題」と題して講演をいただきました。講演は主として、「建築物のシックハウス対策マニュアル」の解説を中心に行われました。

「今回の建築基準法の改正はホルムアルデヒド対策とクロルピリホスの使用禁止の2点が大きな点です。ホルムアルデヒドの規制については、夏期で室温28℃の閉め切った部屋で床面積の3倍の表面積を占める家具を置いたとしても、ガイドラインの数値を超えないという条件で設定されたものです。もちろん地域的な違いはあり、北海道などでは夏期より冬期の濃度が問題になります。（夏期は窓を開ける、冬期の暖房温度が高い等の理由）

ホルムアルデヒドの対策として、JIS、JASが大きく改正され、かなり広い範囲の建材が評価の対象になりました。木質系の建材に加え、壁紙、塗料、接着剤、断熱材等についても等級が定められましたので、それを見て選ぶことが出来るようになりました。また、複合材等のJIS、JAS対象外のものについては、業界が自主的に表示をするので参考に出来ることになりました。

また、住宅の性能表示制度も改正され、住宅の性能等級がユーザーに分かりやすい形になってきています。まだ、制度適応の住宅は少ないですが、今後広がるものと思われます。化学物質の測定も制度の中に入っています。

今回の基準法改正は特にホルムアルデヒドが対象になっていて、VOC全体を扱っているわけではありません。ホルムアルデヒド規制対象となったのは木質建材等17品目で、4段階に分けられました。一番放散量の少ないF☆☆☆☆は無制限に使い、F☆☆☆・F☆☆☆は使用面積の制限があります。表示のないもの（旧E2、FC2）は仕上げ材には使用できなくなりました。F☆☆☆・F☆☆☆については、換気回数などから許される使用面積の計算式が提示されています。

また、原則として機械換気設備の設置が義務付けられました。居室の位置付け、天井裏等の取り扱いも明記されました。

今回の基準法の改正では、空間を3つに分けて捉えています。居室か天井裏等か規制対象外の空間かです。これによって規制が大きく異なるので、把握しておくことが重要です。

なお、住宅性能表示制度の等級では、仕上げ材の中で使われている一番低いクラスものが全体の評価になるので、一部にでもF☆☆☆の材料が使用されていれば、他の大部分がF☆☆☆☆でもF☆☆☆（等級2）と評価されます。

ホルムアルデヒド規制対象となったのは木質建材等の17品目で、この17品目以外のものは法的な使用規制はないということです。例えば金属や、むくの木材、ボード類も石膏ボードなどは規制されません。塗料、接着剤についても、告示対象外のものは規制されないということです。

規制されない分余計に、その他の建材についての選択の配慮が必要となります。マニュアルにはその部分を詳しく説明しました。塗料や接着剤はホルムアルデヒドだけではなくVOCをかなり含んでいます。使用にあたってはMSDS（製品安全データシート）などで、使用する塗料や接着剤の成分確認を行うなどの配慮が必要となってきます。MSDSの読み方についてもマニュアルで触れてあります。

近年、化学物質対策と称した建材が多く出回っています。まだ、効果が十分か、持続性はどうか、有害物質の副次的な放散はないかなど、不明な点が多くあります。採用にあたってはよく検討することが必要です。将来は公的評価が求められると思います。

今回の基準法改正で、現場の監理者の責任が非常に重大になってきます。なぜかと言うと、使用される部材の等級などを、納品の際に、すべて確認し記録しておく必要があるからです。また指定の等級の部材がその場所に使用されたかも確認し、記録しなければなり

最近の住宅の調査結果を見ると、ホルムアルデヒドとトルエンについては、年々改善されているように思われます。また、ホルムアルデヒドは夏期に明確に高くなりますが、トルエン、キシレンには季節による増減はないという結果もわかります」

☆シンポジウム

この後、パネラー、コーディネーターの紹介があり、コーディネーターの品川区保健センター 環境衛生担当の 國弘 明子さんの進行で「シックスクールに自治体・学校はどう取り組むか」のテーマでシンポジウムが行われました。

まず、横浜市立西寺尾第二小学校 事務主幹 藤原 四郎さんよりお話がありました。「事務職員として今まで実践してきたことをお話しします。現在の学校は位置的には川崎に近い場所にあります。あまり空気がいいところとは言えません。

ちょうど校舎建築の時期にあたり、平成8年から基本設計で、教育委員会や設計会社とどのような校舎にするか2年間検討をしましたが、そのときはこのような化学物質の問題は話題になりませんでした。しかし環境面では、環境ホルモンの関係から、給食におけるポリカーボネート製の食器をやめる等の事項は、いち早く取り組んでいました。

校舎建築の中で、異臭のことが問題となり、工事の異臭調査に関するアンケートを生徒に実施しました。この時点では生徒の関心は高くなく、アンケートの結果から被害は分かりませんでした。しかし異臭はあったので、外壁のペンキやフローリングの接着剤を化学物質の少ないものにする事等を校舎建築委員会から申し入れました。また、化学物質濃度の低減のため、竣工後3ヶ月は使用をせずに通風するよう、申し入れをしました。これらの対応ができたことは良かったと思っています。

また、学校においては建物と同じく、生徒が使用する机、椅子や棚等の備品が重要です。備品などもスチール製と木製を選ぶ時に、どうしても木製の方があたたかい感じがして、かなり設置されました。残念ながら今でも靴箱では臭いのするものもあります。

思うに子供たちに100%の望ましい環境は与えられません。ワックスを使うことはしたくありませんが、傷んだ床の状態を放置するわけにもいきません。その中からでてきたのが、会場で回して見ていただいている、ぬか雑巾による床の手入れでした。これは子供たちが家庭科の授業で作って使っています。

図工の教科を例にすると、図工の指導書には接着剤のホルムアルデヒドのことなど一言も書いていません。授業時間が短いため、教師側はどうしても速乾性のものを使いたくなります。本校では授業時間を分けて、接着時間を確保できるように工夫しています。学校に化学物質の専門家がいるわけではないので、大変です。

当校には化学物質過敏症の子どもはいませんが、子供の環境、健康を守る、人権的な視点から、できる限りの化学物質対策を進めています」

次に、埼玉県教育局 健康教育課 西川 由浩さんにお話をいただく予定でしたが、議会関係の業務でお越しになれなくなったため、取材した港区みなと保健所 生活衛生課 五味 武人さんより、報告がありました。

「埼玉県は平成13年に県の施設における樹木等の消毒について、殺虫剤の散布を抑制する決定をしました。この検討の中で庁内の連絡会議を持つと共に、薬剤散布に反対する市民グループとの協議をしていました。このグループの中に化学物質過敏症のお子さんを持った保護者の方がいました。そこで化学物質問題の奥の深さ、単に「基準どおり薬剤を使

えば安全」ではないことを知らされ、薬剤師としての責任を改めて感じました。

事業としては13年度に事前調査を実施し、14年度から県政5ヵ年計画及び保健医療計画の一環として事業化されました。14年度は検討会議の立ち上げ、実態調査の実施を行いました。この実態調査の中で、多くの学校で油性ワックスが使用されていること等が明らかになりました。また学校を選んで空気環境測定も行いました。

この結果を踏まえて、取組方針の決定、マニュアルの作成につながりました。先に決めた取組方針でも細かい記述があり、例えば、学校で使用するワックスや消臭剤などの日用品は、厚生労働省が基準を定めた物質を含まないものとする等を示しています。

またマニュアルの中では、関係者への啓発ということで、教育委員会の中にシックスクールの相談窓口の設置を明記しています。殺虫剤の使用や化学物質を含む床ワックスの使用を禁止、抑制する記載もあります。化学物質に過敏に反応する生徒への対応も訪問指導まで踏み込む記載をしています。マニュアルと言うと一般的な線引きのように思われがちですが、化学物質問題は一般的な対応だけでは解決できないということを示したものとして、非常に戦略的なものだと思います。

マニュアルと教職員向けの啓発スライドはホームページで公開されています」

この後、埼玉県 生活衛生課 鈴木さんから、埼玉県の現在の取組状況を補足説明いただき、ディスカッションに入りました。ディスカッションでは、「各自治体の教育委員会の取り組みについて」「学校での測定事例」「測定方法について」などについて意見交換を行いました。

最後にフォーラムの創設者である高崎健康福祉大学の 松本 恭治さんより挨拶をいただき、フォーラムを終了いたしました。

事務局だより

全国フォーラムの資料が少し残っていますので、ご希望の方は以下までご連絡ください。

連絡先：東京都港区みなと保健所 生活衛生相談係 五味 武人

〒106-0032 港区六本木5-16-45 Tel.03-3408-6146 FAX03-3585-4449

今回平成15年度の会費の振込票を同封しました。速やかなご納入をよろしくお願いいたします。近年、会費納入者が減少しています。納入のない場合は、ニュースの送付を停止しますので、ご了承ください。(退会の意向の方も必ずご連絡ください。)

フォーラムニュースでは原稿を募集しています。各地での住まいと健康に関する取り組みについて、ご報告ください。どちらかに発表した原稿の転載でも結構です。会員の双方向の情報交換がフォーラムの重要な役割です。皆様のご協力をお願いいたします。

事務局

〒108-8638

東京都港区白金台4-6-1

国立保健医療科学院 建築衛生部 健康住宅室 鈴木 晃 ・ 阪東美智子

Tel 03-3441-7379 (鈴木) FAX 03-3446-4723

★事務局不在のことが多いので、ご連絡はなるべくFAXでお願いします。